

論点④ 住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

論点④

(利用者の居住場所やサービス形態を踏まえた報酬のあり方)

- 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における同一建物等居住者への通所サービス提供については、効率的なサービス提供が可能となることを踏まえ、同一建物減算を設けて対応している。
- サービス提供の実態や事業所経営への影響等を踏まえつつ、介護人材や利用者の確保が困難となっている中で、利用者がより効率的なサービスの提供を受けられるようにするという観点から、減算及び適用要件の在り方をどのように考えるか。

対応案

(利用者の居住場所やサービス形態を踏まえた報酬のあり方)

- 送迎コスト等を踏まえた適切な評価を行うとともに、事業所の規模や1回当たりの送迎コスト等の低さやサービス利用日数の多さに着目し、現行の減算による評価に代えて、移動コストやサービス提供の実態をより適切に反映した報酬区分の見直しを検討してはどうか。

同一建物減算の算定有無別の収支差率について（令和6年度決算）

介護給付費分科会-介護事業経営調査委員会

第42回（R7.11.26）

資料1

	全体	同一建物減算あり		減算なし	
			回答数		回答数
訪問介護	9.6%				
	(10%減算)	11.5%	109	10.0%	453
	(12%減算)	7.7%	62		
訪問入浴介護	5.3%	...	...	5.5%	202
訪問看護	10.3%	8.6%	29	10.6%	224
訪問リハビリテーション	10.8%	16.9%	29	9.9%	367
通所介護	6.2%	7.1%	75	6.1%	358
通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	21	2.0%	294
居宅介護支援	6.2%	6.9%	87	6.1%	420
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.4%				
	(△600単位)	7.4%	182	14.2%	210
	(△900単位)	23.5%	31		
夜間対応型訪問介護	12.8%	...	...	12.8%	62
地域密着型通所介護	6.3%	5.5%	36	6.4%	281
認知症対応型通所介護	5.3%	13.1%	11	4.8%	186
小規模多機能型居宅介護	6.0%	7.8%	36	5.6%	203
看護小規模多機能型居宅介護	6.5%	5.6%	102	6.9%	302

※ 集計対象数が10未満の場合は表章していない。このため、訪問介護は減算率10%及び12%、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び夜間対応型訪問介護については、減算率10%の区分のみを表章している。

※ 同一建物減算の算定状況については、介護保険総合データベースにおける令和7年4月の給付実績情報を利用している。

利用者の状況 居住形態別

○送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所ほど有料老人ホーム居住者が多く（「25%未満」2.7%に対し「75%以上」64.8%）、同一・隣接敷地内に居住する利用者も3.9%に対し87.0%と明らかな違いがみられた。

送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合別（事業所単位）の居住形態・居住場所と事業所との位置関係

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%～50%未満	50%～75%未満	75%以上
調査数		6602	5893	267	81	361
利用者の居住形態	戸建住宅	73.8	79.5	46.8	34.6	8.9
	集合住宅（以下の選択肢3～5を除く）	11.9	12.8	5.2	4.9	3.9
	有料老人ホーム	7.1	2.7	16.9	38.3	64.8
	軽費老人ホーム・ケアハウス	1.8	1.4	12.0	—	—
	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するものを除く）	4.5	3.0	15.0	—	21.9
	その他	1.0	0.5	4.1	22.2	0.6

		送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）				(%)
		25%未満	25%～50%未満	50%～75%未満	75%以上	
調査数		6667	5933	292	81	361
利用者の居住場所の事業所との位置関係	貴事業所と同一敷地内または隣接敷地内に居住	11.0	3.9	48.3	58.0	87.0
	上記以外に居住	89.0	96.1	51.7	42.0	13.0

出典：令和8年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」 速報値

徒歩で通所する利用者割合別 減算適用状況

○送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所ほど同一建物減算の適用が多く、「25%未満」が2.0%に対し「75%以上」は79.1%となる一方、送迎未実施減算の適用は送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合による違いは認められなかった。

送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合別（事業所単位）
の同一建物減算・送迎未実施減算の適用状況

(%)

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%-50%未満	50%-75%未満	75%以上
調査数		6632	5901	292	81	358
同一建物減算の適用状況	適用している	8.3	2.0	39.4	39.5	79.1
	適用していない	91.7	98.0	60.6	60.5	20.9

(%)

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%-50%未満	50%-75%未満	75%以上
調査数		6603	5872	292	81	358
送迎未実施減算の適用状況	適用している	16.2	15.8	31.5	-	14.8
	適用していない	83.8	84.2	68.5	100.0	85.2